

# 災害時要援護者の

## 援護体制の整備について

近年の風水害や地震での犠牲者の多くは、高齢者が占めています。

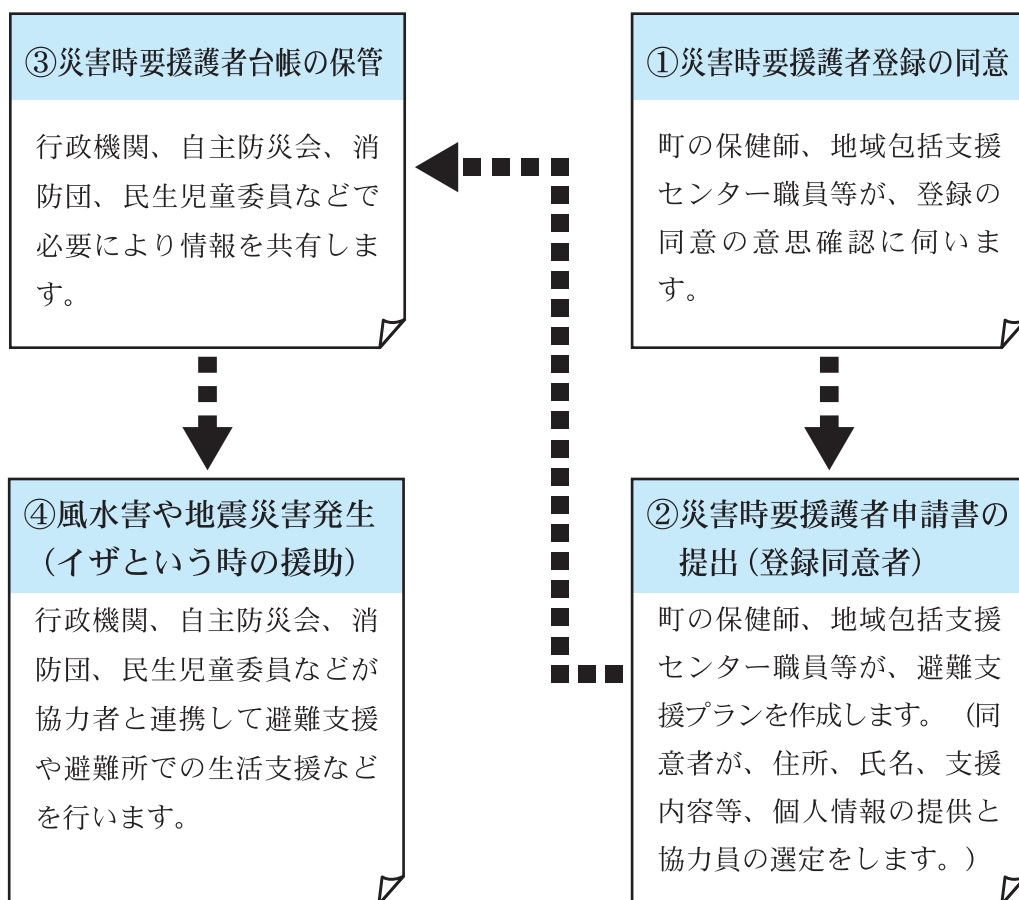
町では自然災害が発生したとき、お年寄りや体の不自由な方々（災害時要援護者 ※1）が、安全で迅速に避難することができるよう体制づくりを進めていきます。

災害が発生したとき、災害時要援護者の支援活動にご協力下さい。

この活動は、支援が必要な人をあらかじめ登録し、地域の人の支えあいで、万が一に備えるものです。

登録するときに、協力員（※2）が必要となります。協力員の登録は、申請者またはその家族が協力員を選定し承諾を得ることを原則としています。

登録や支援にご協力をお願いいたします。



※1：災害時要援護者  
・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない、または困難な方。

・自分の身に危険が差し迫った時、それを察知しても適切な行動をとることができない、または困難な方。

・危険を知らせる情報を受け取ることができない、または困難な方。

・危険を知らせる情報を受け取ることができても、それに対して適切な行動をとることができない、または困難な方。  
（高齢者、身体障害者、乳幼児、外国人等）

※2：協力員

・災害時に安否の確認や避難支援を手伝ってもらえる人です。

### 問い合わせ

役場 保健福祉課

地域包括支援センター

☎ 45・11111

内線 617